
小牧市駐車施設整備に関する基本計画 及び小牧市駐車場整備計画



キミと一緒に、育っていきたい。
Komaki

改 定

平成 3 0 年 3 月

小 牧 市

小牧市駐車施設整備に関する基本計画

目 次

■ 小牧市駐車施設整備に関する基本計画

1. 駐車に関する問題への対応の基本方針	1
2. 駐車施設整備に関する基本方針	1
1) 駐車需要の見通しと駐車施設整備の目標量	1
2) 駐車施設整備に関する民間と公共の役割分担	2
3) 駐車施設の附置義務に関する考え方	3
3. 駐車施設の整備推進方策	4
1) 駐車施設の附置義務制度による整備推進方策	4
2) 公共的駐車施設の整備推進方策	4
3) 自動車の保管場所の整備推進方策	4
4. 駐車施設の有効利用方策	5
1) 既存駐車場の利用促進を支援する案内表示板等の充実	5
2) 駐車場有効利用システムの整備	5
3) 専用的駐車場の休日開放	5
5. その他の駐車に関する施策	5
1) パークアンドライド駐車場の確保	5
2) 荷捌き施設の整備	5
6. 駐車施設の整備を重点的に推進すべき地区の検討	6
1) 駐車施設の整備を重点的に推進すべき地区の設定方針	6
2) 駐車施設の整備を重点的に推進すべき地区の抽出	7
3) 駐車施設の整備を重点的に推進すべき地区の内容	9

■ 小牧市駐車施設整備に関する基本計画

1. 駐車に関する問題への対応の基本方針

小牧市は昭和 62 年に駐車場整備地区を指定するとともに、「小牧市における建築物に附置する駐車施設に関する条例」を施行した後、平成 4 年の駐車場法の一部改正に伴い平成 5 年には附置義務対象となる建物の面積基準の見直しを行った「小牧市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」を制定しました。その後、平成 7 年には総合的・長期的な駐車場対策を基本方針とした「小牧市駐車場整備計画」を策定し、平成 12 年には駐車場の目標量や目標年次を平成 22 年度に改める等の見直しを行ってきました。さらに、平成 21 年には名古屋鉄道小牧線の上飯田連絡線の開通（平成 15 年）や、新交通システム桃花台線の廃止（平成 18 年）などの公共交通を取り巻く環境の変化や土地利用の更新等を踏まえ、駐車場の目標量や目標年次を平成 32 年度とする見直しを行いました。

その後、計画策定から 7 年が経過するとともに、小牧市都市計画マスタープランの中間見直しや小牧市立地適正化計画の策定、新小牧市立図書館及びラピオ再構築等による小牧駅周辺地区における駐車需要に影響を与える様々な動向の変化が見られることから、これに応じた計画の適正化を図る必要があります。

このため、これらの動向の変化を踏まえた駐車場整備計画の一部見直しを行うとともに、見直しにあたっては、関連計画と連携を図りつつ、駐車需要の質・量に応じた公共と民間の適切な役割分担、既存駐車場の有効利用、公共交通の利用促進等、総合的・効率的な駐車施策の展開を検討することを目的とします。

2. 駐車施設整備に関する基本方針

1) 駐車需要の見通しと駐車施設整備の目標量

(1) 整備目標年次

本計画の目標年次は新小牧市立図書館の供用開始に合わせ、平成 33 年と設定します。

また、前計画を踏襲し、平成 42 年についても長期目標年次として設定しますが、現段階における将来駐車需要は平成 33 年と同量と予測されるため、本計画では目標年次の平成 33 年における将来駐車需要及び駐車需給バランスを記載するものとします。

(2) 駐車需要の見通しと駐車施設整備の目標量

小牧市の自動車保有台数は、平成 15 年以降減少傾向にあり、平成 28 年度の小牧市における自動車登録台数は約 8 万 3 千台となっています。

第 5 回中京都市圏パーソントリップ調査における小牧市全体及び小牧駅周辺の自動車発生・集中トリップ数は、平成 23 年（現況値）から平成 47 年（長期予測年次）にかけて小牧市全体で 0.98、小牧駅周辺で 0.93 倍に減少しています。

小牧市において最も高い駐車需要を示すと考えられる小牧駅周辺地区において、新小牧市立図書館建設等による新たな駐車需要やパークアンドライド駐車需要の見通しと、現在設置されている駐車施設を考慮した一時預かり駐車場整備目標量は、目標年次の平成 33 年において約 60 台となります。

図表 1 一時預かり駐車場の整備目標量（調査対象地区）

目標年次	将来必要駐車場量			一時預かり 駐車場 収容台数	将来一時預かり 駐車場 整備目標量
	一時預かり 駐車需要	パークアンドライド 駐車需要	計		
平成 33 年	845 台	130 台	975 台	917 台	58 台 (975-917)

* 将来一時預かり駐車需要 845 台（休日）は、現況一時預かり駐車需要 590 台から小牧駅地下駐車場の長時間駐車（ガレージ利用）台数 32 台を不算入、新小牧市立図書館の推計駐車需要 130 台、（仮称）こども未来館の推計駐車需要 157 台を加算

* 将来パークアンドライド駐車需要 130 台は、現況パークアンドライド駐車需要 120 台に、将来の小牧駅利用者数の伸び率から推計した増加台数（10 台）を加算

* 将来一時預かり駐車場収容台数 917 台は、現況収容台数 1,047 台から小牧駅西駐車場（収容台数 130 台）が減失、ラピオ駐車場の一部（60 台分）が減失、新小牧市立図書館の駐車場（収容台数 60 台（整備計画台数））が増加

2) 駐車施設整備に関する民間と公共の役割分担

駐車需要は大別すると、①目的地での需要（荷捌き需要含む）、②交通結節点等目的地に至る途中での需要、③自動車の使用の本拠の位置における車庫需要の 3 つに分けられます。

それぞれの需要の特性に対して、民間と公共が適切な役割分担のもとに駐車施設を確保していくものとします。

(1) 目的地での駐車施設の整備（公共・民間）

交通の目的地における駐車需要については、目的地の建物や施設等が駐車需要を発生させる原因者の責務として駐車施設を整備し、対応していくことが原則であり、これを担保する制度の一つとして附置義務制度があります。

しかし、小規模な建物や施設等がそれぞれ必要な駐車施設を設置することは、土地利用上や交通処理上困難または不適當な場合も多いです。また、個々の建物ごとに最大需要量に対応する容量の駐車施設を確保することは、都市空間の合理的利用や社会経済的観点からも適切ではありません。一方、業務交通や買物・娯楽目的等の交通には、行き先の施設が同一地区内で複数にわたるものや、目的施設が事前には特定されない交通もあります。

このような小規模建築物や施設等の駐車需要については、地区内でまとめて対処することが望ましく、そのために、一時預かりや店舗等、共同駐車施設の整備が必要です。

以上のことから、次のような公共と民間の役割分担のもとに、民間による公共的駐車場整備を促進させるとともに、公共は都市機能や道路交通機能の維持・増進を図る上で重要で、総合的なまちづくりの観点から、必要に応じ、計画的・先行的に整備を図るべき公共的駐車施設について都市計画施設として位置づけ整備を図るものとします。

■公共の役割

- ・ 駐車施設整備目標量や整備方針の提示
- ・ 原因者による駐車施設整備を促進させる指導
- ・ 民間における駐車場整備の支援
- ・ 民間の駐車対策の組織づくりの支援
- ・ 技術的基準の整理や運営に関する指導
- ・ 駐車施設の有効利用の推進
- ・ 適切な公共による駐車施設整備 等

■民間の役割

- ・ 駐車需要を発生させる原因者による駐車施設整備
- ・ 営利事業としての一時預かり駐車場及び月極駐車場整備
- ・ 専用駐車場の多用途利用
- ・ 公共の行う駐車施策への協力 等

(2) 交通結節点機能強化のための駐停車施設の整備（公共）

自動車を利用する交通には、目的地に至る途中の交通結節点で鉄道等に乗り換える場合があります。この交通結節点の周辺に発生する駐車がパークアンドライド、送迎による停車がキスアンドライドと呼ばれる需要です。

こうした需要は、通勤・通学目的がその大半を占めており、その利用は定期的・恒常的です。よって、市内の主要な鉄道駅においては、総合都市交通体系のもと、適切な交通手段の分担関係を促すことを目的とし、バス乗場やタクシー乗場の整備を関係機関と調整するとともに、パークアンドライド及びキスアンドライドにも対応できる駐停車施設の設置を検討していくものとします。

(3) 自動車の保管場所（車庫）の確保（民間）

自動車の使用の本拠の位置での駐車需要については、車庫等の自動車の保管場所で対応すべきであり、自動車の所有者が「自動車の保管場所の確保等に関する法律（車庫法）」に基づき、その責務として保管場所を整備・確保することが原則です。

しかし、既存の集合住宅周辺地区を中心に、自動車の保管場所の確保が困難となっており、その結果周辺の路上にも駐車車両が発生し、緊急車両の通行を妨害する等大きな問題になっています。小牧市においては、「小牧市宅地開発等に関する指導要綱」により、一定規模以上の住宅開発に対する駐車施設の設置を引き続き指導していくものとします。

また、ドライバーのマナー、モラルの向上に対する啓発活動の継続的な実施とともに、地域ぐるみでの路上駐車排除への取り組みを促すことにより、路上駐車削減を図ります。

3) 駐車施設の附置義務に関する考え方

平成6年1月に近年の貨物自動車等による荷捌き等の駐車の深刻化に対応するため、荷捌き需要のための駐車施設の附置の位置づけ及びその駐車マス基準についての改正が行われましたが、小牧駅周辺地区における実態調査結果より、現段階では荷捌き駐車による駐車問題は顕在化していません。

したがって、今後荷捌き駐車需要の増大が見込まれる計画等が具体化した段階で、道路の円滑な交通処理機能を維持するため、大量・恒常的な荷捌き需要を発生させる建築物に対して荷捌き施設の整備を指導するとともに、荷捌き施設の附置義務に関する基準の整備を図るものとします。

3. 駐車施設の整備推進方策

1) 駐車施設の附置義務制度による整備推進方策

附置義務制度は、駐車場法及びそれに基づく条例により、主として、駐車場整備地区内、又は商業地域内、若しくは近隣商業地域内において、一定規模以上の建築物の新増築に対して、敷地内に駐車場の設置を義務づけるものです。

駐車場の整備は、駐車需要を生起する原因となっている自動車利用の到着地の建物＝着目的施設（原因者）によってなされることが大前提であり、附置義務制度はこれを担保する施策として、駐車施設の基本をなすものであり、駐車場整備の推進において重要な役割を果たしていくものです。

平成3年5月に駐車場法が改正され、非特定用途の下限値を3,000㎡から2,000㎡にする等基準値の改正が進められました。

この駐車場法の改正を受け、平成5年3月に「小牧市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」が制定されており、今後とも当該附置義務条例を適正に運用していくものとします。

2) 公共的駐車施設の整備推進方策

公共的駐車場の整備主体としては国、地方公共団体、第3セクター、民間等があります。

現在、小牧駅周辺地区の市営駐車場及び一定規模の一時預かり駐車場は市営の小牧駅地下駐車場、ラピオ地下駐車場、小牧駅西駐車場、浦田駐車場と民営の名鉄小牧パーキングの5箇所があり、新小牧市立図書館建設に伴い、小牧駅西駐車場が滅失する予定となっています。今後は各種開発等における駐車需要の増大に対応した駐車施設整備を進めていくために、総合的なまちづくりの観点から市が整備に対して主導的役割を果たす必要があり、市が自ら公共用地を有効活用して整備を進めるとともに、民営の公共的駐車場の育成や公共的駐車場の駐車料金の適正化等、駐車需給のバランスが保てるよう公的な関与を検討する必要があります。

なお、地域の駐車需給バランスを一定の水準に保ち、円滑な都市活動を確保していく上で重要な役割を果たすと考えられる路外駐車場については、必要に応じて都市計画施設として定め恒久的に確保していくことを検討します。

また、平成18年11月30日に改正駐車場法が施行され、駐車場法の対象に自動二輪車（排気量50cc超）が追加されました。また、同時に成立した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の対象となる施設に路外駐車場が含まれることとなり、駐車場の新設にあたっては、移動円滑化基準への適合義務が生じる等、駐車場を取り巻く環境に変化が生じています。

前者については、小牧駅周辺地区における実態調査結果より、現段階での自動二輪車による駐車問題は顕在化していないため、その対応は今後の駐車動向によるものとなりますが、後者については、小牧駅周辺整備に合わせた適切な駐車場の確保及び安全なアクセス動線を確保するため、関連計画を踏まえた将来駐車需要を予測し、適切な公共的駐車施設の整備を推進します。

3) 自動車の保管場所の整備推進方策

車庫等の自動車の保管場所を確保することは、駐車施設需給の均衡を図る上で基本的な条件となります。自動車の保管場所は「自動車の保管場所等の確保に関する法律」により、自動車の所有者へ保管場所の確保を義務づけており、小牧市においても公安委員会等と協力して、車庫の整備・確保に関する広報・啓発を行っていくものとします。

4. 駐車施設の有効利用方策

1) 既存駐車場の利用促進を支援する案内表示板等の充実

既存駐車場の利用促進を図るため、駐車場の位置、特にその入口がわかりやすいことが利用者にとっては重要となることから、地区への進入路沿いの要所に案内表示板等を建て、駐車場へ速やかに利用者を誘導する必要があります。

小牧駅周辺地区では、商業・業務機能等の充実を図るものとしており、今後、一時預かり駐車需要の増加が想定されることから、満空情報提供サービスや駐車場案内の充実等を図ることで、利用率が低い既存駐車場の有効利用を促進するとともに、便利でわかりやすいまちづくりを支援することを目指します。

2) 駐車場有効利用システムの整備

複数の駐車場とスーパー、デパート等との共通レシートバックシステム（一定額の買物をすると一定時間の駐車料金が無料となるシステム）や共通利用券等駐車場の運用面での統合化により、駐車場利用の促進を図る必要があります。

小牧駅周辺地区では、Mikawaya、ラピオ専門店利用者には小牧駅地下駐車場、Mikawaya、ラピオ専門店並びにまなび創造館（スポーツセンター・女性センター・えほん図書館・子育て広場・学習広場等）利用者にはラピオ地下駐車場、名鉄小牧ホテル、セントラルフィットネス等利用者には名鉄小牧パーキングの駐車料金の割引が適用されています。今後も小牧駅地下駐車場、ラピオ地下駐車場についてはこれら割引制度を継続するとともに、名鉄小牧パーキングについては割引制度の継続を働きかけることで、駐車場の有効利用を促進します。

3) 専用的駐車場の休日開放

専用、月極駐車場等の専用的駐車施設について、休日においては駐車容量に余裕がある場合には、可能な限り不特定多数の利用も対象として受け入れることを促進し、駐車施設の有効利用を図っていくものとします。

5. その他の駐車に関する施策

1) パークアンドライド駐車場の確保

パークアンドライド駐車需要への対応は、既存駐車場のパークアンドライド収容枠の活用や、小牧駅地下駐車場では将来パークアンドライド駐車需要に対して一時預かり収容枠を充当する等、一時預かり駐車枠の有効利用により対応を図ることを基本とします。

なお、公共交通の利用促進に伴い新たなパークアンドライド駐車需要が見込まれる場合にあっては、収容余力が見込まれる既存駐車場への計画的な誘導や、既存駐車場内でのパークアンドライド駐車枠の運用等により対応を図るとともに、必要に応じて公的関与を検討します。

2) 荷捌き施設の整備

荷の積みおろしの施設は、荷捌きを行う建築物や施設等の原因者がその敷地内等に整備するのが原則です。その設置水準は建物の用途によって異なり、平成6年1月の標準駐車場条例の改正に伴い荷捌き駐車施設の附置の基準が定められましたが、小牧市においては現段階では荷捌き駐車による駐車問題は顕在化していないため、今後、荷捌き駐車による駐車問題の顕在化が予測される施設立地が計画・整備される場合にあっては、荷捌き駐車需要のための附置義務化を検討します。

6. 駐車施設の整備を重点的に推進すべき地区の検討

1) 駐車施設の整備を重点的に推進すべき地区の設定方針

駐車施設の整備を重点的に推進すべき地区を、次のような地区から設定します。

- ・ 商業・業務地区等で都市機能が集積し、自動車交通がふくそうしている地区
- ・ パークアンドライド等の交通結節機能を強化すべき鉄道駅等の周辺地区
- ・ 上位・関連計画等で将来的に都市機能の集積が見込まれる地区やまとまった具体的な開発が予定される地区
- ・ 集合住宅が多く立地しているか、又は立地が進行している住宅地区

これらの地区は、都市計画で位置づける駐車施設を始めとするハード的な施設整備とソフト的な施策を公民適切な役割分担のもとに、複合的・総合的に実施すべき地区です。

その設定に当たっては、現況の土地利用や駐車需要に対応するとともに、将来の土地利用計画や開発計画等の動向にも十分考慮して設定する必要があります。

小牧市においては、以下に示す考え方にに基づき、駐車施設の整備を重点的に推進すべき地区を抽出するものとします。

＜小牧市における「駐車施設の整備を重点的に推進すべき地区」抽出の基本的考え方＞

- 現在駐車場整備地区に指定され、附置義務条例により一定の駐車場整備が義務づけられている地区は、今後も引き続き駐車場整備地区として位置づけ、駐車場確保に向けた適切な誘導を図るものとします。
- 小牧駅西側の新小牧市立図書館建設等を有する地区は、新たな駐車需要が発生するものと考えられます。また、今回の実態調査では確認できませんでしたが、ラピオ地下駐車場では休日利用時に駐車容量を超過した駐車待ち行列が発生しているとの報告も受けていることから、これらの駐車需要に対する受け皿として既存の一時預かり駐車場の有効活用を図る必要があります。
- ゾーン別に見た場合、個別ゾーン内ではそれほど駐車需要が見込まれない場合であっても、周辺ゾーンにおける駐車需要への対処の目的で駐車施設の整備を積極的に推進することが望ましいと考えられるゾーンも存在することから、個別ゾーン単位ではなく、周辺ゾーンでの駐車需給バランスを考慮し、「駐車施設の整備を重点的に推進すべき地区」を位置づけるものとします。
- 駐車施設整備の重要度を検証する各種評価項目に基づき、ゾーン別の定量的検証を実施し、ゾーン別の評価点が相対的に高いゾーンを「駐車施設の整備を重点的に推進すべき地区」として位置づけるものとします。

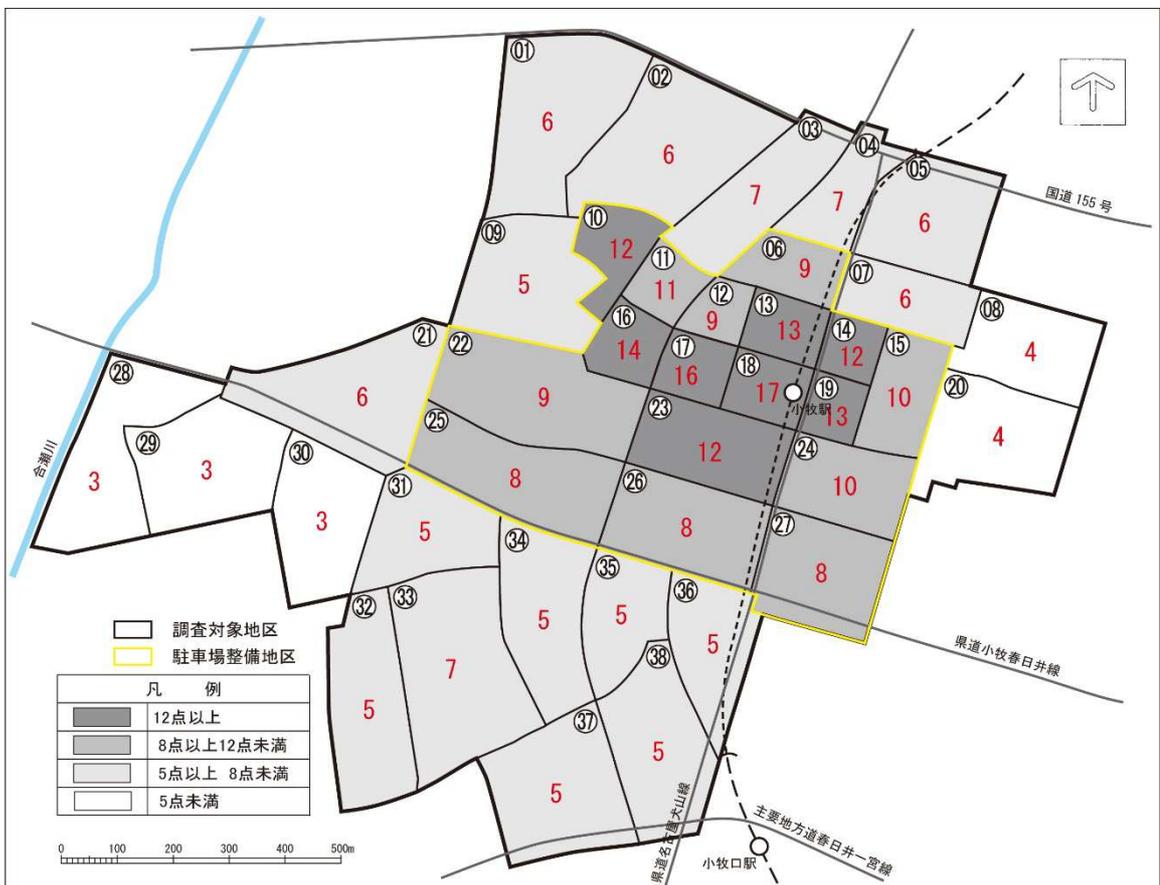
2) 駐車施設の整備を重点的に推進すべき地区の抽出

先の「駐車施設の整備を重点的に推進すべき地区」抽出の基本的考え方にに基づき、駐車場整備地区指定による効果、新小牧市立図書館建設等による新たな駐車需要の発生、ゾーン別の駐車需給バランス等を評価項目とした加点方式で各ゾーンの評価を行い、相対的に評価点の高いゾーンを中心に、既存駐車施設の立地状況やゾーン相互の関係等を踏まえ、一体的な駐車対策が必要な地区を「駐車施設の整備を重点的に推進すべき地区」として抽出します。

その結果、ゾーン別の評価点が相対的に高いゾーン 10、13、14、16～19、23 といった小牧駅及びA街区を内包するゾーンと、これら評価点が相対的に高いゾーンに隣接し、一体的な土地利用の誘導や既存駐車施設の立地状況等を考慮した結果、現行駐車場整備地区が指定されるゾーンを「駐車施設の整備を重点的に推進すべき地区」として抽出しました。

なお、ゾーン2、7、9は相対的に評価点の高いゾーンに隣接するものの当該ゾーンの評価点が低いことから、「駐車施設の整備を重点的に推進すべき地区」には含まないものとししました。

図表 2 駐車施設の整備を重点的に推進すべき地区の抽出結果図



図表3 駐車施設の整備を重点的に推進すべき地区のゾーン別評価

ゾーン No	駐車需要要因指標		駐車需要と供給指標				関連計画等指標			合計 評価点
	用途地域	パークアンド ドライド	商業床 占有率	路上 駐車密度	将来一時預かり 駐車場不足台数	既存一時預かり 駐車場立地	駅周辺整備 計画区域	中心市街地 区域	現行駐車場 整備地区	
1	1	0	1	1	1	0	0	2	0	6
2	1	0	1	1	1	0	0	2	0	6
3	2	0	1	1	1	0	0	2	0	7
4	2	0	1	1	1	0	0	2	0	7
5	1	0	1	1	1	0	0	2	0	6
6	2	0	1	2	1	0	0	2	1	9
7	1	0	1	1	1	0	0	2	0	6
8	1	0	1	1	1	0	0	0	0	4
9	0	0	1	1	1	0	0	2	0	5
10	2	0	3	1	1	2	0	2	1	12
11	2	0	3	2	1	0	0	2	1	11
12	2	1	1	1	1	0	0	2	1	9
13	2	3	1	3	1	0	0	2	1	13
14	2	3	1	2	1	0	0	2	1	12
15	2	2	1	1	1	0	0	2	1	10
16	2	0	3	3	1	2	0	2	1	14
17	2	2	1	1	3	2	2	2	1	16
18	2	3	1	3	1	2	2	2	1	17
19	2	3	1	3	1	0	0	2	1	13
20	1	0	1	1	1	0	0	0	0	4
21	1	0	1	1	1	0	0	2	0	6
22	2	0	2	1	1	0	0	2	1	9
23	2	2	1	2	2	0	0	2	1	12
24	2	2	1	1	1	0	0	2	1	10
25	2	0	1	1	1	0	0	2	1	8
26	2	0	1	1	1	0	0	2	1	8
27	2	0	1	1	1	0	0	2	1	8
28	0	0	1	1	1	0	0	0	0	3
29	0	0	1	1	1	0	0	0	0	3
30	0	0	1	1	1	0	0	0	0	3
31	2	0	1	1	1	0	0	0	0	5
32	1	0	2	1	1	0	0	0	0	5
33	2	0	1	2	2	0	0	0	0	7
34	2	0	1	1	1	0	0	0	0	5
35	2	0	1	1	1	0	0	0	0	5
36	2	0	1	1	1	0	0	0	0	5
37	2	0	1	1	1	0	0	0	0	5
38	2	0	1	1	1	0	0	0	0	5

合計評価点の平均 7.9 点、標準偏差 3.6 点、平均+1 標準偏差 11.5 点

評価点が相対的に高いゾーン

一体的な駐車対策が必要な周辺ゾーン

図表4 各評価項目の評価点設定の内訳

評価点	駐車需要要因指標		駐車需要と供給指標				関連計画等指標		
	用途地域	パークアンド ドライド	商業床 占有率	路上 駐車密度	将来一時預かり 駐車場不足台数	既存一時預かり 駐車場立地	駅周辺整備 計画区域	中心市街地 区域	現行駐車場 整備地区
3点	—	小牧駅からほ ぼ全域が200m 内	21%以上	10台/km 以上	31台以上	—	—	—	—
2点	商業地域を 含む	小牧駅から過 半が200m内	8%以上 21%未満	5台/km以上 10台/km未満	7台以上 31台未満	あり	区域内	区域内	—
1点	近隣商業地 域を含む	小牧駅から一 部が200m内	8%未満	5台/km未満	7台未満	—	—	—	地区内
0点	その他用途 地域	小牧駅から 200m以遠	—	—	収容台数 >不足台数	なし	区域外	区域外	地区外
備考			平均7.6% 標準偏差13.1% 平均+1標準偏 差20.7%	平均5.0台/km 標準偏差5.0台/km 平均+1標準偏 差10.0台/km	平均6.8台 標準偏差24.6台 平均+1標準偏 差31.4台 収容余力が発生す るゾーンを除く	既存一時預か り駐車場 (収容台数30 台以上)			

3) 駐車施設の整備を重点的に推進すべき地区の内容

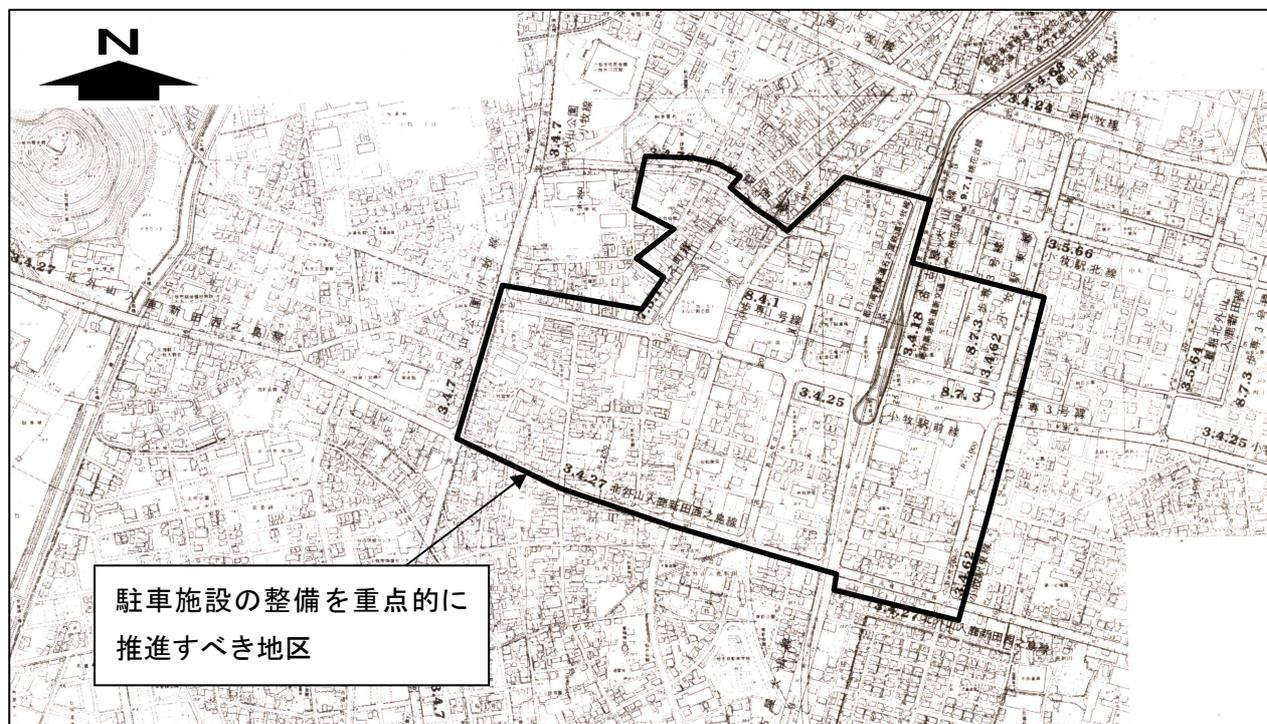
(1) 区域及び面積

駐車施設の整備を重点的に推進すべき地区は以下のとおりです。

区 域 : 下図に示すとおり

面 積 : 約 45ha

図表 5 駐車施設の整備を重点的に推進すべき地区



(2) 駐車施設の整備を重点的に推進すべき地区における駐車需要の見通し

駐車施設の整備を重点的に推進すべき地区における将来一時預かり駐車場の需給バランスは、目標年次の平成 33 年において約 14 台の不足台数が発生する結果となります。

図表 6 駐車施設の整備を重点的に推進すべき地区における将来一時預かり駐車場需給バランス

目標年次	将来一時預かり等駐車需要			一時預かり 駐車場 収容台数	将来一時預かり 駐車場 需給バランス
	一時預かり 駐車需要	パークアンドライド 駐車需要	計		
平成 33 年	801 台	130 台	931 台	917 台	▲14 台 (917-931)

* 上表の一時預かり駐車需要及びパークアンドライド駐車需要は、調査対象地区のうち先に抽出した駐車施設の整備を重点的に推進すべき地区におけるゾーン別駐車需要を集計

* 将来一時預かり駐車需要 801 台 (休日) は、現況一時預かり駐車需要 546 台から小牧駅地下駐車場の長時間駐車 (ガレージ利用) 台数 32 台を不算入、新小牧市立図書館の推計駐車需要 130 台、(仮称) こども未来館の推計駐車需要 157 台を加算

* 将来パークアンドライド駐車需要 130 台は、現況パークアンドライド駐車需要 120 台に、将来の小牧駅利用者数の伸び率から推計した増加台数 (10 台) を加算

* 将来一時預かり駐車場収容台数 917 台は、現況収容台数 1,047 台から小牧駅西駐車場 (収容台数 130 台) が減失、ラピオ駐車場の一部 (60 台分) が減失、新小牧市立図書館の駐車場 (収容台数 60 台(整備計画台数)) が増加

(3) 駐車施設整備の基本方針

駐車施設の整備を重点的に推進すべき地区は、小牧駅西側の新小牧市立図書館建設等に伴い新たな駐車需要の発生が予測される地区を内包する現行の駐車場整備地区を今後とも指定継続し、公共と民間が適切な役割分担のもとに駐車施設の整備や既存駐車施設の有効利用を総合的・計画的に推進します。

小牧市駐車場整備計画

目 次

■ 小牧市駐車場整備計画

1. 路外駐車場整備に関する基本方針	1
1) 駐車場整備の現況	1
2) 駐車場需給バランス	1
3) 基本方針	2
2. 路外駐車場整備の目標年次及び目標量	2
1) 目標年次	2
2) 目標量	2
3. 路外駐車場整備の目標量を達成するために必要な 駐車場の整備に関する施策	3
1) 駐車施策の適応	3
2) 路外駐車場整備の方針	4
4. 主要な路外駐車場整備に関する事業の計画の概要	5
1) 駐車場整備地区	5
2) 主要な路外駐車場整備に関する事業の計画の概要	5

■ 参考資料

1. 主要な駐車施策に関する対応方針	6
--------------------	---

■ 小牧市駐車場整備計画

1. 路外駐車場整備に関する基本方針

1) 駐車場整備の現況

小牧市は昭和 62 年に駐車場整備地区を指定するとともに、「小牧市における建築物に附置する駐車施設に関する条例」を施行した後、平成 4 年の駐車場法の一部改正に伴い平成 5 年には附置義務対象となる建物の面積基準の見直しを行った「小牧市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」を制定しました。その後、平成 7 年には総合的・長期的な駐車場対策を基本方針とした「小牧市駐車場整備計画」を策定し、平成 12 年には駐車場の目標量や目標年次を平成 22 年度に改めるとともに、駐車場整備地区の拡大を行い、さらに平成 21 年には駐車場の目標量や目標年次を平成 32 年度に改める見直しを行ってきました。

小牧市の駐車場整備地区における一時預かり駐車場整備の現況（平成 30 年 3 月現在）は、公共駐車場が 4 箇所、収容台数 845 台、民間駐車場が 1 箇所、収容台数 202 台の合計 5 箇所、収容台数 1,047 台が供給されています。

図表 1 駐車場整備地区における一時預かり駐車場整備の現況

一時預かり駐車場	収容台数	備考
浦田駐車場	39 台	
ラビオ地下駐車場	475 台	* 将来、駐車場改修に伴い 60 台分減失
小牧駅地下駐車場	201 台	
小牧駅西駐車場	130 台	* 将来、新小牧市立図書館建設に伴い減失
公共駐車場計	845 台	
名鉄パーキング	202 台	
民間駐車場計	202 台	
収容台数計	1,047 台	

2) 駐車場需給バランス

駐車場整備地区における一時預かり駐車場の現況駐車需給バランスは、収容台数 1,047 台に対して駐車需要が 666 台となっていますので、381 台の収容余力が見られる状況にあります。

しかし、将来駐車需給バランスでは、新小牧市立図書館建設に伴う小牧駅西駐車場の減失等により収容台数は 917 台に減少する一方、駐車需要は 931 台に増加しますので、14 台の不足台数が発生することになります。

図表 2 駐車場整備地区における現況駐車需給バランス

現況	現況一時預かり等駐車需要			一時預かり 駐車場 収容台数	現況一時預かり 駐車場 需給バランス
	一時預かり 駐車需要	パークアンドライド 駐車需要	計		
平成 29 年	546 台	120 台	666 台	1,047 台	381 台 (1,047-666)

* 現況一時預かり駐車需要 546 台（休日）は、調査時におけるピーク時一時預かり利用台数 490 台に、路上駐車からの転換可能台数 56 台（ピーク時路上駐車台数に、ドライバーアンケート調査の駐車目的のうち、集金・配達、送迎の合計値 0.10 を除いた 0.90 を乗じた数値）を加算

* 現況パークアンドライド駐車需要 120 台（休日）は、調査時におけるピーク時パークアンドライド利用台数 108 台に路上駐車からの転換可能台数 12 台（ピーク時路上駐車台数に、ドライバーアンケート調査の目的施設分類のうち、小牧駅利用者（小牧駅内 ATM 利用者は除く）が存在するゾーン 18, 19 の構成比 1.00、ゾーン 23 の構成比 0.11 を乗じた数値）を加算

図表3 駐車場整備地区における将来駐車需給バランス

将来	将来一時預かり等駐車需要			一時預かり 駐車場 収容台数	将来一時預かり 駐車場 需給バランス
	一時預かり 駐車需要	パークアンドライド 駐車需要	計		
平成33年	801台	130台	931台	917台	△14台 (917-931)

- * 将来一時預かり駐車需要801台(休日)は、現況一時預かり駐車需要546台から小牧駅地下駐車場の長時間駐車(ガレージ利用)台数32台を不算入、新小牧市立図書館の推計駐車需要130台、(仮称)こども未来館の推計駐車需要157台を加算
- * 将来パークアンドライド駐車需要130台は、現況パークアンドライド駐車需要120台に、将来の小牧駅利用者数の伸び率から推計した増加台数(10台)を加算
- * 将来一時預かり駐車場収容台数917台は、現況収容台数1,047台から小牧駅西駐車場(収容台数130台)が滅失、ラピオ駐車場の一部(60台分)が滅失、新小牧市立図書館の駐車場(収容台数60台(整備計画台数))が増加

3) 基本方針

先の駐車需給バランスで見ると、現況駐車需給バランスでは収容余力が見られるものの、将来駐車需給バランスでは新小牧市立図書館建設等に伴い不足台数が発生しています。

これら不足する駐車需要の問題を解決し、中心市街地へのアクセス利便性の向上、中心市街地内でのモビリティの向上を図るための効果的な駐車施策を講ずることが課題となっています。

この課題に対応するためには、駐車場の整備を中心とするハード的な駐車対策とともに、違法駐車に対する指導及び取り締まりや広報活動といったソフト的な駐車施策を民間と行政が十分に連携を保ちながら多角的・積極的に取り組むことが必要です。

したがって、小牧市では駐車場整備地区における各種駐車施策を総合的・計画的に推進することにより、調和のとれた総合交通体系の形成を図ることを目的として、駐車需要の質・量に応じた民間と公共の適切な役割分担、既存駐車場の有効利用、公共交通の利用促進等、総合的・効率的な駐車施策を展開していくことを基本方針とします。

2. 路外駐車場整備の目標年次及び目標量

1) 目標年次

本計画の目標年次は新小牧市立図書館の供用開始に合わせ、平成33年と設定します。

2) 目標量

駐車場整備地区における駐車需要を整理すると以下に示すとおり、パークアンドライド駐車需要を含む一時預かり駐車需給バランスは平成33年で14台不足することになります。

したがって、一時預かり駐車場の整備目標量は平成33年において約14台とします。

図表4 一時預かり駐車場の整備目標量(駐車場整備地区)

目標年次	将来一時預かり等駐車需要			一時預かり 駐車場 収容台数	将来一時預かり 駐車場 整備目標量
	一時預かり 駐車需要	パークアンドライド 駐車需要	計		
平成33年	801台	130台	931台	917台	14台 (931-917)

- * 将来一時預かり駐車需要801台(休日)は、現況一時預かり駐車需要546台から小牧駅地下駐車場の長時間駐車(ガレージ利用)台数32台を不算入、新小牧市立図書館の推計駐車需要130台、(仮称)こども未来館の推計駐車需要157台を加算
- * 将来パークアンドライド駐車需要130台は、現況パークアンドライド駐車需要120台に、将来の小牧駅利用者数の伸び率から推計した増加台数(10台)を加算
- * 将来一時預かり駐車場収容台数917台は、現況収容台数1,047台から小牧駅西駐車場(収容台数130台)が滅失、ラピオ駐車場の一部(60台分)が滅失、新小牧市立図書館の駐車場(収容台数60台(整備計画台数))が増加

3. 路外駐車場整備の目標量を達成するために必要な駐車場の整備に関する施策

1) 駐車施策の適応

(1) 民間と公共の役割分担

路外駐車場については、従来は民間による整備を主体としてきましたが、モータリゼーションの著しい進展に伴う駐車問題の深刻化を背景に、公共の役割への期待がますます高まる中、小牧市では、小牧駅地下駐車場を都市計画駐車場として整備したのを始め、浦田駐車場、市街地再開発事業に伴うラピオ地下駐車場、小牧駅西駐車場の計4箇所の駐車場が公共により供給されています。また、名鉄小牧パーキングが民間により供給されています。

しかし、新小牧市立図書館建設等に伴う駐車需要の増大が見込まれる一方で、小牧駅西駐車場が滅失することから、将来的な駐車需給バランスは不足台数が発生する結果となっています。

このため、次のような民間と公共の役割分担のもと、路外駐車場の有効利用及び整備を進めることとします。

目的地が明確な駐車需要については、民間を主体とする目的地の施設側による駐車場の整備で対応することを原則としますが、新小牧市立図書館建設等に伴い増加する駐車需要への対応については、将来駐車需給バランスで収容余力が見込まれるA街区周辺の既存駐車場を有効活用するとともに、不足する駐車需要については民間と公共の適切な役割分担のもと、新小牧市立図書館建設等に合わせて必要台数の確保を目指します。

なお、民間を主体とする駐車場整備については、附置義務駐車場の運用により路外駐車場の確保を図ります。

(2) 民間を中心とした整備促進方策

駐車場は、駐車需要を発生させる原因者の責務として整備することが原則であることから、駐車需要を発生させる建物の用途、面積等について一定の条件のもとに一般車駐車場の附置義務を課すものとします。また、一定の条件を満たす民間駐車場等の整備については、駐車場に対する融資制度（日本政策投資銀行による融資等）の活用を促進します。

(3) 公共を中心とした整備推進方策

浦田駐車場は、他の一時預かり駐車場と比較して利用率が低い状況にあるため、満空情報提供サービスや駐車場案内の充実等による適正な誘導により、当該駐車場の有効利用を図るものとします。

また、新小牧市立図書館建設等に伴い増加する一時預かり駐車需要への対応については、市が自ら公共用地を有効活用して整備を進めることや、民営の公共的駐車場の育成や公共的駐車場の駐車料金の適正化等、駐車需給のバランスが保てるよう公的な関与を検討し、民間と公共の適正な役割分担のもと、必要台数を確保します。

(4) 駐車施設の有効利用方策

利用状況の異なる一時預かり駐車場の適正利用を推進するため、駐車場へのアクセスを円滑に誘導することが重要です。また、パークアンドライド駐車需要は、朝の特定時間帯に集中することから、円滑な交通環境を確保するためには、適正な誘導処理が必要です。

そのためには、満空情報提供サービスや駐車場案内の充実等を図るとともに、周辺施設利用者への駐車料金の割引制度を継続することや、専用駐車場における不特定多数の利用を対象とした受け入れ促進により、駐車施設の有効利用を図る必要があります。

2) 路外駐車場整備の方針

- A街区及び周辺地区については既存一時預かり駐車場の有効利用により一体的な対応を図る
- その他地区(南部)では共同駐車場等の整備により約 14 台の駐車施設を整備

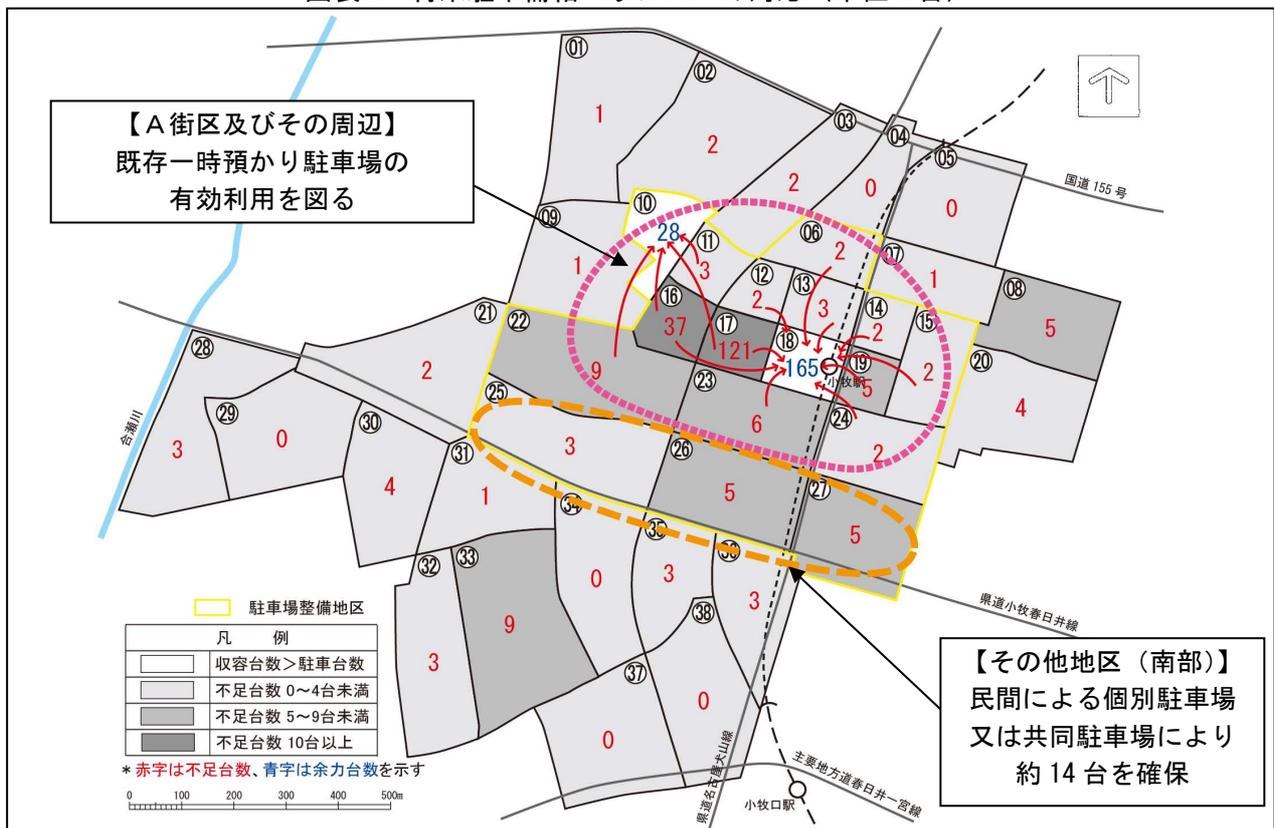
将来駐車需給バランスをゾーン別にみると、浦田駐車場が立地するゾーン 10、小牧駅地下駐車場及び名鉄小牧パーキングが立地するゾーン 18 といった大規模な一時預かり駐車場が立地するゾーンでは、目標年次において駐車余力がみられるものの、新小牧市立図書館建設等により駐車需要が増大するとともに小牧駅西駐車場が消失するゾーン 17、(仮称) こども未来館の整備により駐車需要が増大するとともにラピオ地下駐車場の収容台数が減少するゾーン 16 では、特に休日において大きく不足台数が発生しています。また、上記以外の各ゾーンの不足台数は9台以下と相対的に少ない結果となっています。

不足する駐車需要への対応にあたっては、駐車場の有効活用の視点から、駐車容量に余力がある大規模な一時預かり駐車場が立地するゾーン、A街区を内包するゾーン及びこれに隣接するゾーンを含むエリアにおいて一体的な対応を図るものとし、その他地区(南部)については、これらのゾーンから離れており、一体的な駐車場活用が困難であるため、別途不足する駐車需要への対応を図るものとします。

A街区及び周辺地区では、新小牧市立図書館建設等により新たな駐車需要が発生するゾーン 17 及び(仮称) こども未来館の整備により駐車需要が増大するゾーン 16、更にこれらのゾーンに隣接するゾーンを含む、ゾーン 6、11、12、13、14、15、19、22、23、24 における不足量に対しては、大規模な一時預かり駐車場が立地するゾーン 10、18 の収容余力を充当することでその対応を図ることを基本とします。

A街区周辺から離れ、特定施設又は個別商業施設等への利用を目的とした路上駐車が発生により、平休日とも約 14 台の不足量が発生するその他地区(南部)においては、原因者となる民間側で個別駐車場又は共同駐車場の整備を図るものとします。

図表 5 将来駐車需給バランスへの対応(単位:台)



4. 主要な路外駐車場整備に関する事業の計画の概要

1) 駐車場整備地区

区域：下図に示すとおり

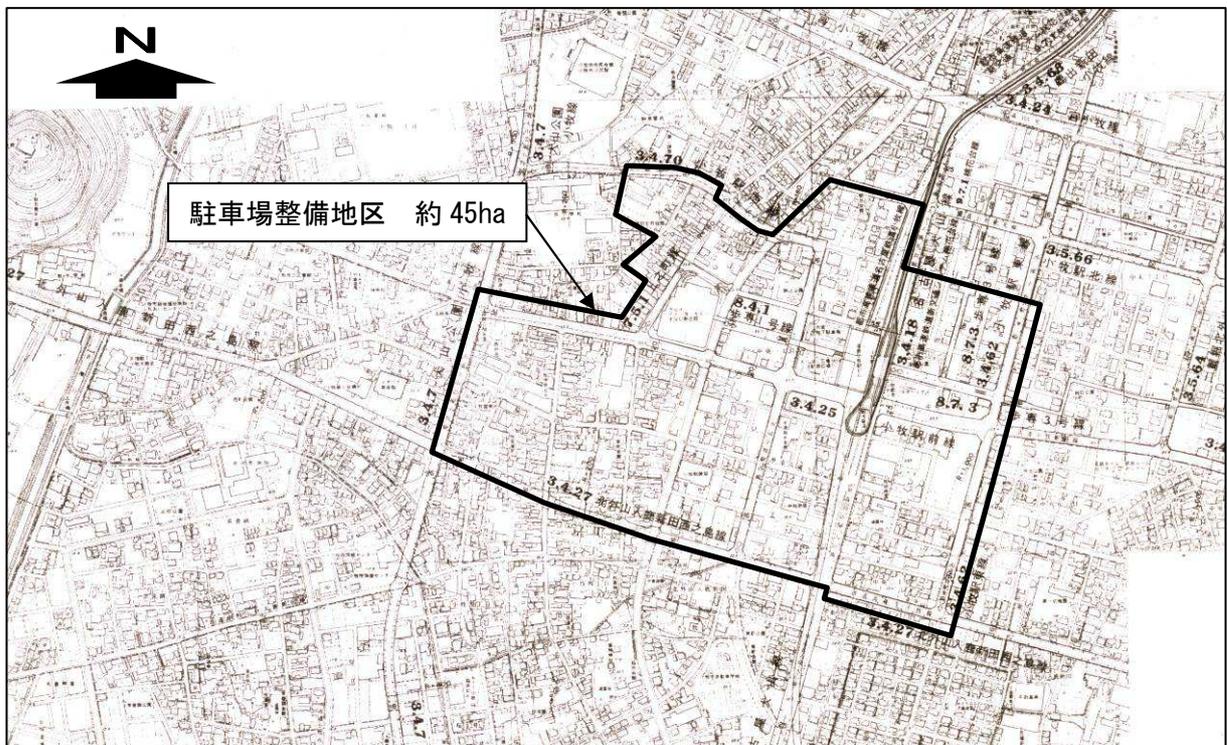
面積：約 45ha

2) 主要な路外駐車場整備に関する事業の計画の概要

将来駐車需給バランスでは、新小牧市立図書館建設等により駐車需要が増大するが、A 街区及び周辺地区では駐車需給バランスが保たれる結果となることから、駐車場整備地区における届出駐車場等の整備に関する事業の計画は定めないものとする。

今後、駐車需要に影響を与える様々な動向の変化を注視し、必要に応じて見直しを行うものとする。

図表 6 駐車場整備地区及び主要な路外駐車場整備の区域



参 考 资 料

参考資料

1. 主要な駐車施策に関する対応方針

先に整理した駐車施策の基本方針を受け、駐車場整備地区における路外駐車場の整備等に関する主要な駐車施策について、本市における対応方針を整理します。

図表参考.1 小牧市駐車場整備地区における主要な駐車施策に関する対応方針

(その1)

主要な駐車施策	駐車場法及び関連法令等における考え方	主要な駐車施策に関する対応方針
① 駐車場基本計画等の策定	駐車場法の改正により、駐車施設の整備を総合的・計画的に進めるための駐車施設整備に関する基本計画を策定するとともに、駐車場整備地区を定めた場合は、駐車場整備計画を策定することになりました。	全市的な視点で駐車問題顕在化地区の抽出を行い、駐車需要の将来予測を踏まえ、「駐車施設整備に関する基本計画」及び「駐車場整備計画」の策定を行います。
② 駐車場整備地区の指定・拡大	駐車場整備地区は駅前等の商業・業務地等駐車場不足が顕著な地区において、面的な駐車施策を講じる場合に指定するものです。 概ね人口10万人以上の都市においては、駐車施設整備を進めるため、それを総合的・計画的に図る場としての「駐車場整備地区」の指定が必要となり、更に指定されていても、土地利用、交通状況の変化に応じて駐車場整備地区の見直し(拡大)が必要となります。	上位・関連計画における将来都市構造では、小牧駅周辺は本市の中心拠点として多様な都市機能の充実を図るものとしています。 また、新小牧市立図書館建設等に伴い新たな駐車需要が発生する一方で既存の小牧駅西駐車場が滅失することから、これら計画等区域を内包する現行駐車場整備地区の指定を継続します。
③ 附置義務条例の制定・強化	駐車施設の整備は、駐車需要を生起する原因となっている自動車利用の到着地の建物(原因者)によることが大前提であり、附置義務条例はこれを担保するものです。附置義務条例の制定、改正を参考とするよう、国土交通省より標準駐車場条例が示されています。	駐車場法の改正を受け、平成5年3月に「小牧市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」が制定されており、今後とも当該附置義務条例を適正に運用します。 また、現段階では荷捌き駐車による駐車問題は顕在化していないため、今後荷捌き駐車需要の増大が見込まれる計画等が具体化した段階で、荷捌き施設の整備を指導するとともに、附置義務に関する基準の整備を図るものとしします。
④ 公共的駐車施設の整備	路上駐車解消を図るためには、不特定多数の人を対象とする公共的駐車施設の整備が必要です。 ある程度以上の規模・構造・施設水準を有する恒久的な駐車施設は、公共性の高い都市交通施設と位置づけれます。 特に次のような駐車施設について基幹的な公共的駐車施設と位置づけれます。 a 安全かつ円滑な道路交通を確保する上で緊急に整備が必要な駐車施設。 b 望ましい総合都市交通体系の実現のために計画的かつ着実な整備が必要な駐車施設。 c 地区単位の駐車需要に対応し、都市機能の維持・増進を図る上で特に重要な駐車施設。 また、デザイン、景観面の配慮等周囲のまちなみや都市環境との調和を図ります。	将来駐車需給バランスにおいて不足が発生するA街区及び周辺地区において、既存駐車場の有効活用を図るとともに、民間と公共の適正な役割分担のもと新小牧市立図書館建設等に合わせて公共的駐車施設を整備し、必要台数を確保します。

主要な駐車施策	駐車場法及び関連法令等における考え方	主要な駐車施策に関する対応方針
⑤ 共同駐車場の整備	地方都市においては小規模建築物の割合が多く、個々に駐車施設を持つことは種々の問題を生じるため、まとめて共同駐車施設を整備することが有効です。	駐車場整備地区のうちA街区及び周辺地区を除くその他地区では、特定施設又は個別商業施設等への利用を目的とした路上駐車が発生により、一時預かり駐車場の不足が見込まれます。 これら一時預かり駐車需要への対応は、原因者となる民間側で個別駐車場又は共同駐車場を整備し、必要台数の確保を図る必要があるため、駐車場整備に対する助成制度や、駐車場に対する融資制度を広くPRし、周知を図るとともに、駐車場の供給と土地利用の効率化を図ります。
⑥ パークアンドライド駐車需要への対処	端末交通手段の自由な選択のもとに駅前等において、特に駐車需要の高い箇所にはパークアンドライド需要への対処を行います。	駅端末交通手段におけるバス利用促進を図るとともに、既存駐車場を活用しつつ適切にパークアンドライド駐車需要に対処します。
⑦ 保管場所としての駐車施策	車庫等の自動車の保管場所の確保は、自動車の所有者が「自動車の保管場所の確保等に関する法律」に基づき、その責務として保管場所を整備・確保することが原則です。しかし、自動車の複数台数保有の世帯が増加し、既存の集合住宅周辺地区を中心に保管場所の確保が困難となっており、周辺の路上に駐車車両が発生し、緊急車両の通行を妨害する等大きな問題になっています。車庫等の確保を義務づけるだけでなく、駐車スペースが円滑に供給されるような施策を推進させる必要があります。	一定規模以上の住宅開発に対しては、開発指導要綱の徹底を図るとともに、公安委員会等と協力して、車庫の整備・確保に関する広報・啓発を行っていきます。
⑧ 公共的駐車施設の有効利用	地区に一般公共の用に供する既存の公共的駐車場があり、その有効かつ効率的利用を図ることは新たな公共的駐車場を整備するのと同様な効果が得られ、その費用効果も高く、また、速効的な効果が得られます。	利用状況の異なる一時預かり駐車場の適正利用を推進するとともに、駐車場へのアクセスを円滑に誘導するため、満空情報提供サービスや駐車場案内の充実等を図ります。また、駐車場整備地区内に立地する小牧駅地下駐車場、ラピオ地下駐車場、名鉄小牧パーキングでは、周辺施設利用者に駐車料金の割引が適用されています。今後も小牧駅地下駐車場、ラピオ地下駐車場についてはこれら割引制度を継続するとともに、名鉄小牧パーキングについては割引制度の継続を働きかけることで、駐車場の有効利用を促進します。
⑨ 専用の駐車施設の有効利用	専用の駐車施設について、需要の状況に応じて駐車容量に余裕がある場合には、可能な限り不特定多数の利用も受け入れてもらい、需要バランスを改善することが望まれます。	専用駐車場の利用状況を踏まえ、駐車容量に余裕のある駐車場については、可能な限り不特定多数の利用も対象とした受け入れの可能性を検討します。
⑩ 路上駐車施設の導入	路外駐車場に収容が困難な駐車需要に対しては、土地利用、道路条件、民間路外駐車場の経営等の観点から、可能な地区には路上駐車施設をできる範囲で導入します。	既存駐車場の有効利用と安全かつ円滑な道路環境の確保を図るため、将来駐車需要は路外駐車場により対応を図ることを基本とします。なお、駅前広場内での駐車施設整備や将来的な荷捌き駐車需要への対応を視野に入れ、路上駐車による対応が必要かつ効果的で、周辺の安全かつ円滑な道路環境が確保される場合にあっては、路上駐車施設の導入を検討します。

